

第1回建築物等事故防止対策部会 議事要旨

日時：平成17年7月4日（月）15時～17時

場所：国土交通省11階特別会議室

出席者：久保部会長、直井委員、萩中委員、島野委員、今村委員、後藤委員

（資料3について）

- 不測の重大事故が発生した場合は、当部会から提言事項を出すこととしたい。

（資料4から資料6について）

- 住宅内の転倒事故についても当部会で扱うこととする。
- 当部会の目標として、全ての事故を撲滅することではなく、どういう事故を対象にして、どういう手段で事故防止を行うかが重要であり、今後の検討事項である。
- 当部会で検討対象とする事故については、最初は間口を広げて、議論の過程で意味のある絞り方ができればいいと思われる。
- 利用者の誤使用による事故については、誤使用される住宅のあり方、誤使用の原因など、誤使用させない設計や計画も技術的な意味で検討対象となるのではないか。
- 抽象的な議論ではなく、何を検討対象とすべきか少し具体性を入れて議論する必要があるのではないか。
- オフィスビルについては、転倒事故が何%、転落事故が何%という数字を業界で把握しており、この結果で議論の焦点が絞れると思う。住宅メーカーや住宅設備メーカーは、事故防止対策の製品を販売しているが、背景には事故のデータを持っているはずである。
- 事故情報としてどのようなものが把握できるかをおさえておいた方がいい。
- エスカレーターの事故については、報道された事故や、警察・消防の出動した事故を把握するシステムはあるが、発生時点の報告はなされても決着までは追いきれていないことが課題である。
- エスカレーターで頭を挟まれたという事故があるが、そういう事故は建築物側の対策で防ぐことができる。ガイドラインでも策定できればいいのではないか。
- 公園のブランコなどの事故では、ちょっとした注意があれば防ぐことができたのに、死亡、大ケガになったケースもある。（公園の遊具の事故防止対策については）他のところで扱っていないので、当部会において扱ってはどうか。

- 検討対象として、不可逆性の事故（失明や死亡といった元に戻らないような事故）や、事故の被害者の年齢などに焦点を当てた方がよいのではないか。小さい事故が大きい事故を内在していれば当部会で検討対象とすべきだが、現実には大きい事故は起きているのだから、それをまず優先的に取り扱うべきだ。
- 対象者に応じた安全レベルを決めることは良いと思われる。
- 利用者が混在するような施設は事故が多いと思われる。
- エスカレーターの使い方として、止まるべきか歩くべきか賛否両論分かれている。最終的には利用者のマナーだが、多くの意見を聞きたいと思う。
- 建築物等の安全性について、住宅性能表示制度のような性能評価は可能か。
- 利用者の特性が千差万別であり、様々なトレードオフの関係が生まれるため、一律な性能評価は難しいと思われる。
- 不可逆性の事故を防ぐことを当部会の基本方針とすることでよいか。事務局で今後の方向について整理をお願いしたい。

（資料8について）

- 事務局案の検討対象を見ると、建築物等の中の機械に係る事故が並んでいる。機械は動力で動き、人間はそれに身を委ねるという点で、本人の任意性がない。そういうものについては安全の性能基準などを設定しやすく、また、設定すべき対象であると思う。ただし、床で滑って転ぶというような環境に係る事故についても、対象とするか検討すべきだ。

（次回の部会の日程について）

- 次回は年内を予定している。